

# 修士課程修了審査の方法と基準

## ● 声楽専攻・器楽専攻

「修了演奏と研究報告」

<方法>

声楽専攻、器楽専攻では、修了演奏（公開）および研究報告の審査をそれぞれ行い、最終試験（口頭試験・非公開）を実施した上で、審査委員会において総合的に判断する。

なお、修了審査を受けるためには修了要件に関わる演奏会に参加していることを要する。

修了演奏の伴奏者及び共演者は、本学の事務職員と専任教員及び本学以外の大学専任教員を除く者とする。但し、特別な事情がある場合には、課題研究計画用紙（第2回・6月下旬）の提出時に教務課へ申し出ること。

修了演奏の曲目は、研究報告の内容と関連する曲が望ましい。

<審査体制>

審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教員および関連分野担当の教員のうちから、大学院委員会において選出された3名以上の審査員をもって組織する。

審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験を行うものとする。

<審査基準>

(1) 演奏については、演奏の完成度、表現力、技術力、説得性の有無を審査基準とする。

(2) 研究報告については、以下を審査基準とする。

- ・修了演奏との直接的・間接的な関連性に基づいた知見を示していること。
- ・周辺領域を含む先行研究を適宜参照し、精査した情報に基づいていること。
- ・学術的な手順を踏み、論理的な展開がなされていること。
- ・本文12,000字以上であること。

## ● 作曲専攻

「修了作品と研究報告／修士論文」

<方法>

修了作品と研究報告選択者については、まず研究報告を提出し、その後、修了作品を提出する。修了作品と演奏審査（公開）、研究報告の審査をそれぞれ行い、最終試験（口頭試験・非公開）を実施した上で、審査委員会において総合的に判断する。

修士論文選択者については、まず修士論文を提出し、その後、修了作品を提出する。修了作品と演奏審査（公開）、論文審査をそれぞれ行い、最終試験（口頭試験・非公開）を実施した上で、審査委員会において総合的に判断する。

なお、修了審査を受けるためには修了要件に関わる演奏会に参加していることを要する。

<審査体制>

審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教員および関連分野担当の教員のうちから、大学院委員会において選出された3名以上の審査員をもって組織する。

審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験を行うものとする。

<審査基準>

(1) 修了作品については自己の創作理念・理論による創作力（完成度、表現力、技術力、説得性の有無）を審査基準とする。

(2) 研究報告については、以下を審査基準とする。

- ・修了演奏との直接的・間接的な関連性に基づいた知見を示していること。
- ・論述の論理性、客観性ならびに音楽分野において有益な学術的内容、創造性を有していること。
- ・本文20,000字以上であること。

(3) 修士論文については、以下を審査基準とする。

- ・論述の論理性、客観性ならびに音楽分野において有益な学術的内容、新規性、創造性を有していること。
- ・研究対象分野における既存の研究成果が適切に検討・理解されていること。
- ・本文40,000字以上であること。

「修士論文」

<方法>

修士論文審査、最終試験（口頭試験・非公開）を実施した上で、審査委員会において総合的に判断する。

<審査体制>

審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教員および関連分野担当の教員のうちから、大学院委員会において選出された3名以上の審査員をもって組織する。

審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験を行うものとする。

<審査基準>

修士論文の審査基準は以下とする。

- ・ 論述の論理性、客観性ならびに研究対象分野において有益な学術的内容、新規性、創造性等を有していること。
- ・ 研究対象分野における既存の研究成果が適切に検討・理解されていること。

● 音楽学専攻・音楽教育学専攻

<方法>

修士論文審査、最終試験（口頭試験・非公開）を実施した上で、審査委員会において総合的に判断する。

<審査体制>

審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教員および関連分野担当の教員のうちから、大学院委員会において選出された3名以上の審査員をもって組織する。

<審査基準>

修士論文の審査基準は以下とする。

- ・ 論述の論理性、客観性ならびに研究対象分野において有益な学術的内容、新規性、創造性等を有していること。
- ・ 研究対象分野における既存の研究成果が適切に検討・理解されていること。